

市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び
総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正趣旨

- (1) 3月26日に国会において成立した、現行合併特例法の期限を10年間延長するとともに、都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律」、及び、
- (2) 同法の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」の施行に際し、二本の総務省関係省令の規定の整理を行う。

2 主な改正内容

① 市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令題四十三号）

改正項目	現行	改正後	法律改正条項
省令の題名	市町村の合併の特例等に関する法律施行規則	市町村の合併の特例に関する法律施行規則	題名（「等」を削除）
合併協議会設置の勧告に係る合併協議会設置協議についての投票の請求に係る投票実施請求書等の様式（第25条）等	規定あり	削除	第61条（削除）

このほか、題名改正、条項移動等による形式的改正あり。

② 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

改正項目	現行	改正後	法律改正条項
適用範囲（別表第3）	合併協議会設置勧告に端を発する住民投票の請求における署名収集の委任等について行政手続オンライン化法の適用あり	該当部分を削除	第61条（削除）

このほか、題名改正による形式的改正あり。

3 公布日

平成22年3月31日

4 施行期日

平成22年4月1日